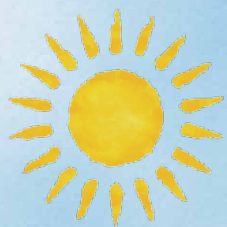


ODAWARA DAIICHI
SHINYOKUMIAI DISCLOSURE
REPORT
2023

街のお役に、
くらしの夢に



街のお役に、くらしの夢に



Contents

理事長のご挨拶・だいしんの考え方	02
業績のご案内・役員一覧	03
Q&A	05
総代会制度について・報酬体系について	09
店舗案内・組織図	10
自己資本の充実の状況等について	11
地域貢献活動	16
中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み状況	17
沿革	18
営業のご案内	19
手数料のご案内	21
資料編	22



いつも小田原第一信用組合をお引き立ていただき誠にありがとうございます。
 わたくしども小田原第一信用組合の事業と経営内容などを取りまとめたディスクロージャー誌「Report2023」を作成いたしました。

この冊子では、当組合の業績内容や業績の説明に加え、経営の健全性、地域社会への奉仕活動について、できるだけ平易にかつ詳細にまとめさせていただきました。是非ご高覧いただき、わたくしども小田原第一信用組合へのご理解を深めていただければ幸いです。

さて、当組合は令和4年11月創立70周年を迎えました。また、令和5年1月には本店・本部を移転し、新たなスタートを切りました。

小田原第一信用組合はこれからも相互扶助を理念とした、当地区唯一の信用組合として、心と心のふれあいを大切にしたサービスを基本に“街のお役に、暮らしの夢に”のテーマにそって活動して参りますので、みなさまがたの変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

理事長 内藤 良一

だいしんの経営理念

だいしんは心と心のふれあいを大切にした
 金融サービスを通して、豊かで幸せな暮らしづくりと
 中小企業の繁栄ならびに地域の発展に奉仕します。

だいしんの経営方針

堅実経営に徹します

- 一．堅実・健全経営の推進
- 一．経営基盤と体質の強化
- 一．人材の育成と適正な処遇

だいしんは身近でお役にたつ金融機関として皆様に信頼され、ご利用いただけるよう、取引基盤と経営体質の拡大強化に努めるとともに堅実経営を推進します。
 これからもだいしんは「心と心のふれあいを大切にする」信用組合として、地域社会の発展に奉仕するために、より一層の経営努力をいたします。



●金融経済環境

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大期から徐々に脱し、足元では社会経済活動との両立も見られ経済活性化が徐々に進んできています。もっとも、長引くウクライナ情勢の影響もあって原料高やエネルギー関連の高騰が続いており、当組合の主要な取引先である小規模事業者の方々は、コスト上昇分を販売価格に十分転嫁できず経営改善は遅々としています。

こうした中において当組合では、外部支援機関のご協力を得つつ地域のお客様方の伴走支援に積極的に取組み、地域経済支援のお手伝いをさせていただいています。

●業績

令和4年度決算については、厳しい経営環境の中で新規融資の需要が低迷しましたが、余資運用収入の増加に努めたことなどもあって、業務収益4億62百万円(3年度は4億87百万円)を確保しました。一方、費用面では本店の移転により物件費が増加したほか、積極的な不良債権処理に努めたことなどもあって、業務費用は4億68百万円(3年度は4億21百万円)となり、差し引き業務純益は△6百万円(3年度は65百万円)の赤字となりましたが、当期純利益は、本店移転に伴う収入などもあって22百万円(3年度は30百万円)と3期連続の黒字を計上しました。この結果、自己資本比率は10.96%にまで回復しています。

こうした決算状況を踏まえ、出資配当率は通常の2%に創立70周年記念配当率2%を加算し、4%の配当を実施することとしました。

●事業の展望および当組合が対処すべき課題

当組合の最も重要な経営課題は収益体質の強化であります。第9次中期経営計画で黒字化を実現したことから令和4~6年度の事業計画である第10次中期経営計画は、黒字体質を安定的に維持するよう注力するとともに、上述のとおり伴走型支援を通じて事業者の経営改善に向けたお手伝いをしております。余資運用面もリスクに配慮しながら強化し、安定した経営基盤の確立に向けて取組んでいく方針であります。

●主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

事業計画期間	単年度計画 実績	第9次中期経営計画 実績				第10次中期経営計画 実績
		平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
残高	預金積金残高	35,323	34,469	35,802	35,273	34,932
	貸出金残高	15,488	15,445	17,177	16,834	16,824
	有価証券残高	4,353	6,164	7,008	7,485	7,958
	純資産額	1,979	1,870	1,867	1,955	1,847
	総資産額	37,459	36,497	38,504	39,890	36,915

(単位：千円)

利益	経常収益	458,300	441,388	460,928	491,790	463,429
	経常利益	△ 38,706	△ 26,552	21,320	31,217	△ 40,515
	業務純益 ※		5,720	25,015	65,986	△ 6,435
	実質業務純益 ※		25,034	25,015	99,266	53,564
	コア業務純益 ※		23,040	55,579	67,188	53,564
	コア業務純益 (投資信託解約損益を除く) ※		23,040	55,579	67,188	53,564
	当期純利益	△ 7,657	△ 34,923	20,870	30,610	22,943

※算定方法は27ページ参照

自己資本比率 (単体)	10.28%	9.65%	9.74%	10.39%	10.96%
-------------	--------	-------	-------	--------	--------

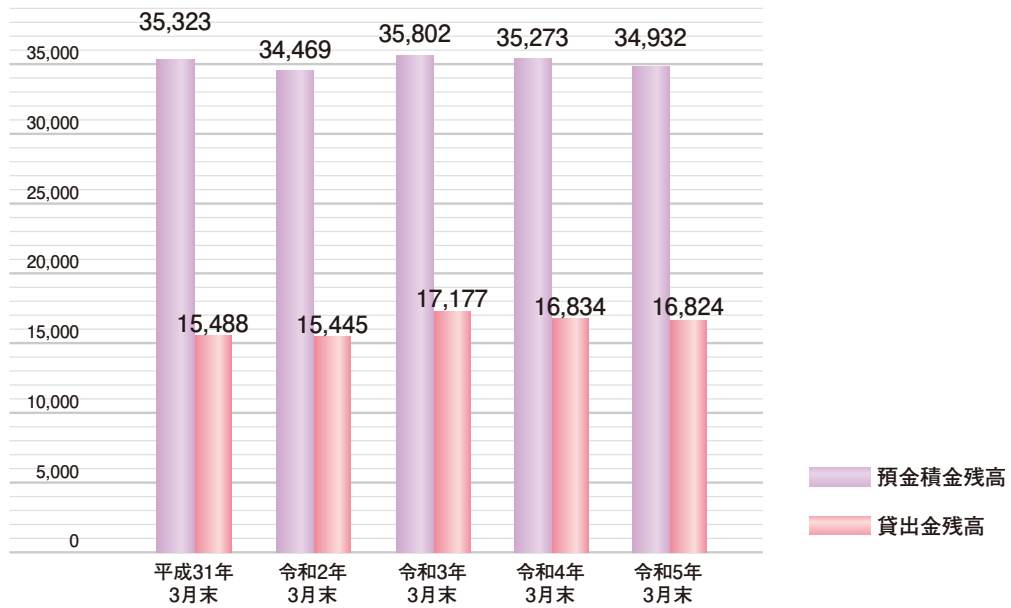
● 出資の状況

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出資金	125,286	123,555	121,364	235,610	235,130
出資に対する配当金	2,558	2,504	2,466	3,569	9,473
出資総口数	1,252,864口	1,235,556口	1,213,647口	2,356,102口	2,351,302口
出資配当率	年2%	年2%	年2%	年2%	年4%
組合員数	6,832人	6,748人	6,728人	6,691人	6,626人

● 預金積金残高および貸出金残高

(単位：百万円)



役員一覧

Officer (令和5年7月1日現在)

ODAWARA DAIICHI SHINYOKUMIAI Report 2023



理事長
内藤 良一



専務理事
山口 金次 (※)



常勤理事
奥津 弘



常勤理事
上野 利彦



理事
秋山 勝 (※)



理事
星崎 克己 (※)



監事
川口 博之



員外監事
下田 國吉

◆当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称 監査法人シドー (令和5年3月末現在)

●自己資本比率について



自己資本比率は怎么样了か？



金融機関の健全性や安全性をあらわす基準です。

当組合は**10.96%**です。前年度から**0.57%**上昇しています。

自己資本比率は、金融機関の経営体質の健全性を示す重要な指標です。
当組合の自己資本比率は10.96%と国内基準の4%を大幅に上回り、
十分な健全性を確保しております。

■自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項目	令和3年度	経過措置による不算入	令和4年度	経過措置による不算入
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,072,184		2,085,174	
うち、出資金および資本剰余金の額	235,610		235,130	
うち、利益剰余金の額	1,840,143		1,859,517	
うち、外部流出予定額(△)	3,569		9,473	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	63,097		123,097	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	63,097		123,097	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,135,281		2,208,271	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固有資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,289	—	2,247	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,289	—	2,247	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,289		2,247	
自己資本				
自己資本の額 [(イ)-(ロ)] (ハ)	2,132,992		2,206,023	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスクアセットの額の合計額	19,739,125		19,313,655	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	787,162		806,807	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	20,526,287		20,120,463	
自己資本比率				
自己資本比率 [(ハ)/(ニ)]	10.39%		10.96%	

(注1) 自己資本比率の算定方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

●不良債権について



リスク管理債権の状況はどうなっていますか？



当組合の令和5年3月末のリスク管理債権総額は、厳正な自己査定の結果、令和3年度から194百万円増加の783百万円となりましたが、うち571百万円が預金積金担保、不動産担保ならびに信用保証協会等で保全され、さらに貸倒引当金として160百万円が既に引当されております。これにより保全率は引続き90%台を維持しているほか特別積立金等の備えもあり資産内容についても問題ありません。

■協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A	引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	17	6	10	100.00	100.00
	令和4年度	153	122	31	100.00	100.00
危 険 債 権	令和3年度	572	455	58	89.79	49.57
	令和4年度	570	448	69	90.95	57.57
要 管 理 債 権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	60	—	60	100.00	100.00
3か月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	60	—	60	100.00	100.00
小 計 (a)	令和3年度	589	461	69	90.09	53.91
	令和4年度	783	571	160	93.42	75.74
正 常 債 権	令和3年度	16,252				
	令和4年度	16,048				
合 計 (b)	令和3年度	16,841				
	令和4年度	16,831				
				不良債権比率 (a) / (b)	令和3年度	3.50%
					令和4年度	4.66%

(注)

- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く)です。
- 3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く)です。
- 7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。
- 10.金額は決算後(償却後)の計数です。

●コンプライアンスについて



法令等遵守体制は、どうなっていますか？



常にコンプライアンスを意識した業務の遂行を行動基準として取り組んでおります。

小田原第一信用組合 行動綱領

- 1 信用組合の公共的使命
- 2 キメ細かい金融サービスの提供
- 3 法令やルールの厳格な遵守
- 4 地域社会とのコミュニケーション
- 5 職員の人権の尊重等
- 6 環境問題への取り組み
- 7 社会貢献活動への取り組み
- 8 反社会的勢力との関係遮断

信用組合は相互扶助を目的とした協同組織の金融機関として、地域の中小企業や個人の皆様に金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念としています。

こうした地域と共に歩む金融機関として、地域のお客様から真に信頼されるためには、法令や法令に基づく各種ルールや社会的な規範を遵守することは当然の責務であるとの認識に立ち、当組合におきましてもコンプライアンス(法令等遵守)体制の整備に努めております。

具体的には、コンプライアンス体制の一段のレベルアップを目的として、コンプライアンスに関する基本方針、および組織・体制を明確に定めた法令等遵守規程を作成し徹底しております。さらに組合内に統括室を設置すると共に、本部および営業店にコンプライアンス係を配置し、コンプライアンスの周知徹底を図っています。また、コンプライアンスを具体的に実現するため、コンプライアンス・プログラムを毎年見直し策定しております。

通常業務におきましては、業務遂行にあたって遵守すべき法令やルールを反映して作成した各種「規程集」を基にして手続きを行っており、これらに変更があった場合は速やかに組合内に通達を出し、その趣旨を周知徹底させたくうえで「規程集」の該当部分を更新しています。当組合が信用組合として社会的使命を達成するために、今後もコンプライアンスの徹底・強化に努めてまいります。

●苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：小田原第一信用組合 コンプライアンス統括室】 フリーダイヤル：0120-86-0465

受付日：月曜日～金曜日(祝日及び組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情対応手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】 <http://www.daishin.shinkumi.jp/>

●紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター 電話：03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3581-2249

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用をご希望されるお客様は、上記小田原第一信用組合コンプライアンス統括室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456

● リスク管理について

Q **リスク管理体制**はどのようになっていますか？
A 次の**8つのリスク**に重点を置き対応しております。

● **信用リスク**

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が回収できなくなるリスクのことです。
 当組合では、**安全性・成長性・公共性・収益性・流動性**の原則に従い貸出資産の健全化・良質化を維持するために厳格な審査と資産の管理強化に努めるなど信用リスク管理の徹底を図っております。

● **市場リスク**

市場リスクとは、金融市場(金利・有価証券の価格・為替相場)の変動で収益が不安定となり、損失を被るリスクです。当組合の有価証券の運用は国債・事業債を中心に元本確実なものを保有しており、安全で確実な運用を心がけております。

● **流動性リスク**

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、ないしは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当組合では、平常時においても危機時を想定した資金調達手段の管理をしております。

● **事務リスク**

事務リスクとは、事務処理上のミスやトラブルが発生することにより損失を受ける収益リスクのことです。当組合では、**日常業務の中でミスを未然に防止し、正確で迅速な事務処理を実施するため、事務の機械化や集中化を推進すると同時に、事務量に伴う適正な人員配置や諸規程・事務取扱要領・マニュアルの整備に努めております。**

● **システムリスク**

システムリスクとは、電算システムの障害・誤作動・システムの不備・不正使用・サイバー攻撃等により、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、**主要システムの委託先である信組情報サービス様と協力してリスクの削減やサイバーセキュリティー対策の強化に努めています。**

● **法務リスク**

法令違反や法務知識不足等により、損失を被るリスクです。当組合は、**これらの発生を未然に防止するため、事前の管理を通じて適切な対応に努めてまいります。**

● **風評リスク**

当組合の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害を被るリスクです。当組合は、**これらの発生を未然に防止するとともに、発生時の影響を極小化するため、事前事後の管理を通じて適切な対応を心がけております。**

● **統合的リスク管理**

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、各種リスクを総合的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することにより管理する方法です。当組合では、**信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクといった異なる種類のリスクを計量化し、これを自己資本の範囲内にコントロールするよう管理しております。**

● マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策への取り組みについて

Q マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策はどのように行っていますか？
A 当組合は、**預金口座を悪用した振り込み詐欺等の金融犯罪の抑止やアンチ・マネー・ローンダリング、さらにはテロ資金供与防止や反社会的勢力等の排除のために、顧客口座の開設・定期的な検証を厳格に行っています。**

1. 組織的な対応
「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に基づく取引時確認および疑わしい取引の届出に関する内部管理体制の構築に努めています。
2. 取引時確認の事務内容
金融機関は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、取引時において、本人確認、本人確認記録・取引記録の作成・保存及び疑わしい取引の届出が義務付けられており、違法な取引の排除に努めています。
3. 外部専門機関との連携
当組合は、平素から警察、暴力追放運動センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
4. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
当組合は、金融機関としての社会的責任を強く認識し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策を徹底しているほか、反社会的勢力からの不当な要求などには一切応じません。
5. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力等による不当な要求に対しては、民事と刑事の両面から法的措置を講じるなど断固たる態度で対応します。

● 個人情報の取扱いについて

Q 個人情報保護の立場から、どのようなことに取り組んでいますか？
A お客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取り扱うとともにその正確性・機密保持に努めています。

当組合は1～8の「個人情報保護宣言」をホームページ等に公表しております。

1. 個人情報の利用目的
2. 個人情報の適正な取得について
3. 個人データの第三者提供
4. 個人データの委託
5. 個人データの共同利用
6. 個人データの安全管理措置に関する方針
7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求
8. ご質問・相談・苦情窓口

詳細につきましては、窓口担当者に
お尋ねください。

● 総代会制度について

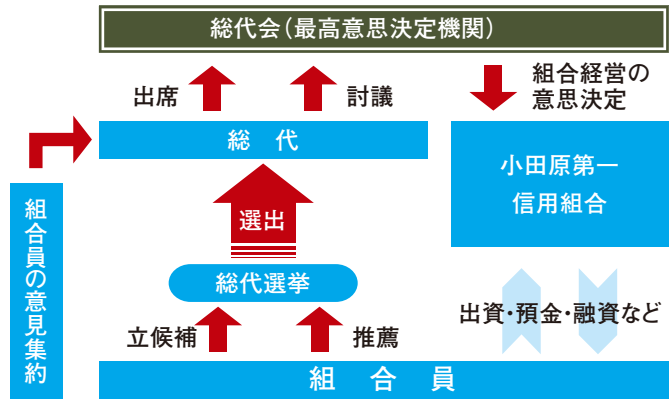
* 総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である総会が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員6,626名(令和5年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、総代会を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や総代による地区別懇談会の実施のほか、お客様ご意見箱の店頭設置、役職員による日々の訪問活動を通じて、総代や組合員のご意見・要望をお聞きし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

* 総代の選出方法・任期・定数

組合員の代表である総代の選出につきましては、定款及び総代選挙規程により行っており、総代の任期は3年、定数は100人以上110人以内であり、当組合の営業区域の選挙区毎に、その選挙区に所属する組合員のうちから選挙を行っております。総代に立候補しようとする方は、選挙期日の10日前までに組合所定の届出書を選挙長又は選挙管理人に届け出て、これを行っております。なお、選挙区における総代定数を超えないときは、その候補者を当選者とし、選挙は行っておりません。

* 総代の皆様(令和5年6月末現在) 敬称略

選挙区	栄町地区	浜町地区	本町地区	城山地区	中町地区	酒匂地区	鴨宮地区	富水地区	足柄下郡地区	足柄上郡地区
総代定数	8名	6名	3名	8名	14名	10名	23名	13名	3名	22名
総代数	8名	6名	3名	8名	14名	10名	23名	13名	3名	22名
	梅津 恭寛① 片野 雨春⑦ 河野 精一郎① 小林 泰一郎③ 中谷 彰吾② 藤井 香大⑤ 穂坂 肇② 南松下靴店①	斉藤 忠④ 鈴木 宏太郎② 藤西 湖広告社⑫ 西村 和勇⑬ 堀内 浩行② 山本 組雄⑬	川崎 博子① 小林 泉③ 繁 光一⑧	秋山 勝⑤ 小笠原 正人② 小西 正宏⑦ 竹部 真吾⑪ 露木 秀弘② 富川 昌彦② 峯 一喜③ 矢羽田 四男③	天利 俊邦⑩ 河合 司郎⑮ 香取 淳② 木村 隆也② 小林 英樹② 佐久間 信行② 竹内 和幸④ 田島 儀雄④ 坪井 七郎⑦ 寺澤 一男⑨ 内藤 國博⑥ 原 博文③ 藤田 忠義⑥ 三上 司②	小田原青果① 片岡 勝② 酒井 利幸⑥ 坂田 宏① 椎野 武⑦ 杉之間 大和② 竹内 正浩① 羽田 聖人⑤ 府川 賢司③ 榎マイハウス⑥	飯山 真③ 大島 隆② 小沢 良雄① 神谷 久子⑦ 川口 一也⑤ 川島 忠雄⑧ 榑田 誠一郎④ 小嶋 祥涛④ 小林 和夫⑫ 隅田 広和② 曾我 昌企② 高梨 宏樹② 高橋 春雄⑨ 竹内 勉⑩ 永井 永一④ 長崎 孝博③ 南中清水建築① 中村 善直② 西川 章洋② 早野 格郎⑥ 星崎 光泰⑫ 三木 俊二④ 山田 肇②	綾部 恵美子③ 磯崎 則夫② 岩崎 光治② 内田 嘉太郎④ 加藤 安治④ 菊地 信人⑨ 近藤 一淳⑥ 澤田 恭育④ 島内 章② 中野 雄一⑥ 西山 量雄③ 松林 昇市① 武藤 保之⑥	安齋 邦政③ 石川 一郎⑥ 岩崎 淳一①	天野 禎子⑦ 綾野 喜信① 井上 寛⑥ 石川 知衣乃② 石澤 明彦② 植松 義仁② 内田 孝治② 大久保 圭介② 加藤 完二② 加藤 正美③ 金内 栄一④ 川本 俊明⑦ 重成 征一⑩ 芝 克彦④ 杉山 精一⑨ 鈴木 達夫③ 高田 喜一⑮ 露木 高雄② 中村 力② 野中 登志子⑤ 園飛騨カニツク⑤ 保田 裕治⑥
<p>合計 総代定数 110名 / 総代数 110名</p> <p>【総代の属性別構成比】</p> <p>職業別: 個人10.0%、個人事業主18.1%、 法人役員66.3%、法人5.4%</p> <p>年代別: 30代以下0.0%、40代3.7%、50代17.5%、 60代30.5%、70代27.7%、80代以上20.3%</p> <p>業種別: 製造業10.8%、不動産業16.8%、 卸売業・小売業21.7%、建設業15.8%、 運輸業-%、その他サービス業34.6%</p>										

※氏名の後の数字は、就任回数を示しております。

* 第68回通常総代会決議事項報告

令和5年6月26日(月)午後4時から報徳二宮神社報徳会館会議室において、第68回通常総代会を開催し、下記の報告、議案事項が承認可決されましたのでご報告します。

【報告事項】	第71期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業報告・貸借対照表・損益計算書報告の件	
【議決事項】	第1号議案 第71期剰余金処分案承認を定める件	(原案どおり承認可決されました)
	第2号議案 第72期事業計画及び収支予算案承認を定める件	(原案どおり承認可決されました)
	第3号議案 任期満了による監事全員改選を定める件	(原案どおり承認可決されました)
	第4号議案 組合員除名承認を定める件	(原案どおり承認可決されました)



● 報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘定し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- ① 決定方法 ② 支払方法 ③ 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	40

(単位:百万円)
注1 対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和4年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員には、途中で退職した者も含めております。 注2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

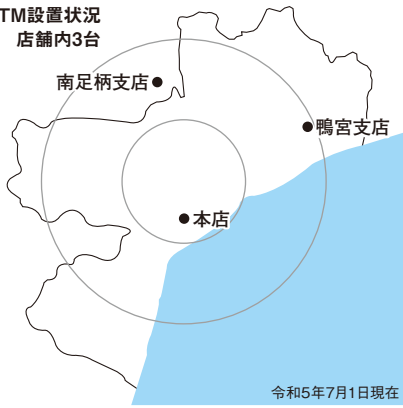
注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金支給規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

● 組織運営体制

営業地域
小田原市
南足柄市
足柄上郡
足柄下郡

◎ATM設置状況
店舗内3台



令和5年7月1日現在

本店
〒250-0011 小田原市栄町1-5-17
TEL.0465-23-0291



本店長
高杉 昌義

鴨宮支店
〒250-0875 小田原市南鴨宮3-44-38
TEL.0465-47-9275



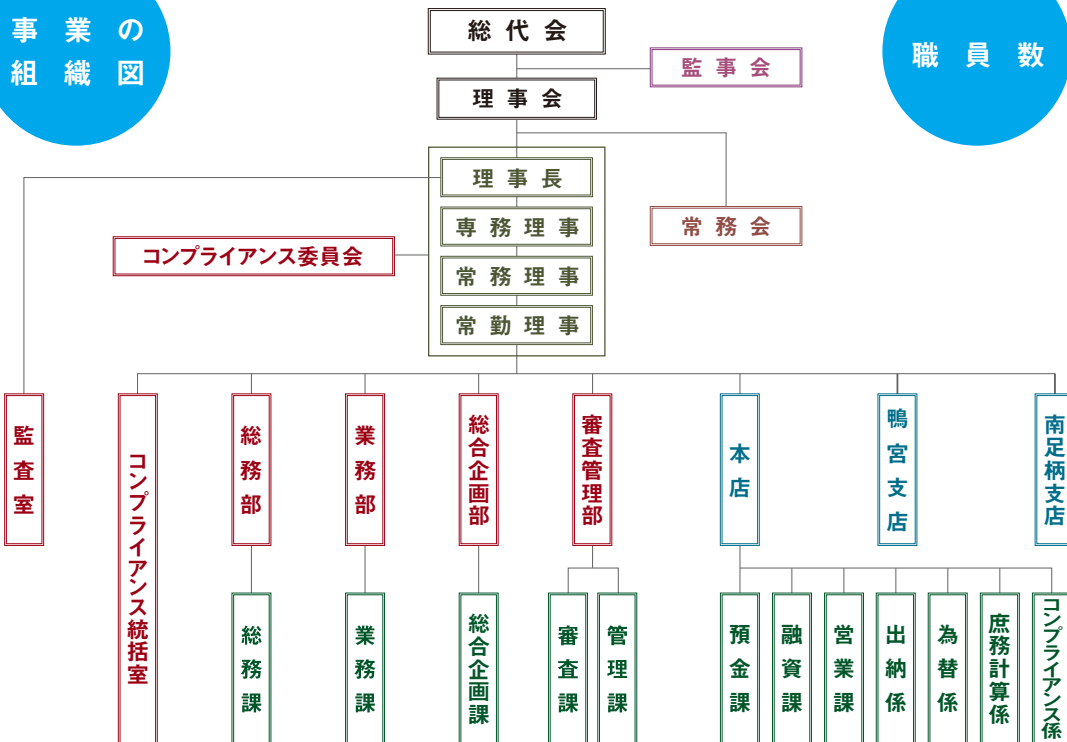
理事 鴨宮支店長
奥津 弘

南足柄支店
〒250-0113 南足柄市岩原245-1
TEL.0465-74-1317



南足柄支店長
堀田 誠

事業の組織図



職員数

平成31年3月末	36名
令和2年3月末	35名
令和3年3月末	34名
令和4年3月末	32名
令和5年3月末	31名

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様からの出資金および利益金の積立（内部留保）によって調達しております。

普通出資	①発行主体:小田原第一信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:235百万円
非累積的永久優先出資	—
期限付劣後ローン	—

2. 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、経営内容の健全性確保のために自己資本の充実が最重要課題との認識から、内部留保の充実と資産の健全化を進めてきた結果、自己資本比率は10.96%となり、国内基準の4%を大幅に上回る高い健全性を確保しております。当組合は、今後も計画的な収支予算に基づいた業務推進と堅実経営に徹し、内部留保に努め、自己資本の充実に取組んでまいります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の関する概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合の貸出への取組みは、回収に懸念がなく、かつ、安全性・収益性・成長性・流動性・公共性の原則に沿った審査を行い、特定の業種や特定の貸出先に集中することのないよう管理しております。また、当組合が定めた自己査定基準により、厳格な資産査定を行い、その結果に基づいて適正な償却・引当を実施しております。個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、必要に応じて貸出審査会や常務会において信用リスク管理における重要事項を審議しております。

信用コストである貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てしております。上記以外の破綻懸念先債権に相当する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定には4つ(総格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P))の適格格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

パーゼルIIにおける信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、自組合預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、組合が定める「貸出金事務規程」や各種担保価格算出基準等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当組合が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ独立行政法人住宅金融支援機構住宅融資保険、法人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する株式会社クレディセゾン(格付 A+(R&I))による保証があります。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は行っていません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っていません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、監査室による臨店監査を通じて内部監査の強化を図るとともに、内部研修等により事務レベルの向上を図るなど、事務リスクに対する管理態勢を確保しております。また、当組合では、信情情報センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターは、コンピュータ・口座元帳のファイル・通信回線などの二重化及びバックアップセンターの設置等、災害発生時のオンラインシステム確保にも万全を期しております。その他のリスクについては、「ご意見箱」の設置や「相談苦情シート」による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、常務会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合のオペレーショナル・リスク相当額の算出には、基礎的手法を使用しております。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合が期末現在で保有する出資等は全国信用協同組合連合会出資金、株式会社商工組合中央金庫及び信情情報サービス株式会社株式であり、いずれも関係機関の出資等で業務報告書等により財務状況の確認を行うとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、銀行勘定の金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、総務部が所管し毎月、ALMシステムを利用し、モニタリング・分析を行っております。算出したデータは、定期的にALM委員会に報告され、それに基づき同委員会において、金利リスク管理の基本方針・資金運用計画・リスク管理方策等を検討し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」および「借入金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)』において通貨ごとに規定された金利シヨックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の時価は、441百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

1.自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	19,738	789	19,313	772
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー				
(i) ソブリン向け	72	2	64	2
(ii) 金融機関向け	3,004	120	2,306	92
(iii) 法人等向け	7,344	293	7,342	293
(iv) 中小企業等・個人向け	1,493	59	1,298	51
(v) 抵当権付住宅ローン	366	14	352	14
(vi) 不動産取得等事業向け	4,876	195	5,246	209
(vii) 三月以上延滞等	87	3	2	0
(viii) 出資等	355	14	344	13
出資等のエクスポージャー	355	14	344	13
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
(xi) その他	2,141	85	2,359	94
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1,250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オペレーショナル・リスク	787	31	806	32
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	20,526	821	20,120	804

注)
 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
 5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には第一種金融商品取引業者向け、出資金等、取立未済手形等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ÷8%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2.信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
国内	21,146	20,977	16,834	16,824	4,312	4,153	-	-	59	9
国外	3,170	3,802	-	-	3,170	3,802	-	-	-	-
地域別合計	24,317	24,779	16,834	16,824	7,483	7,955	-	-	59	9
製造業	1,770	1,616	1,173	1,121	597	495	-	-	1	0
農業・林業	-	68	-	68	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-
建設業	1,841	1,785	1,841	1,785	-	-	-	-	-	3
電気・ガス・熱供給・水道業	404	385	-	-	404	385	-	-	-	-
情報通信業	218	211	22	21	196	190	-	-	-	-
運輸業・郵便業	146	153	46	54	100	99	-	-	-	-
卸売業・小売業	1,555	1,449	1,555	1,449	-	-	-	-	-	0
金融業・保険業	3,478	4,205	8	5	3,470	4,200	-	-	-	-
不動産業	6,681	7,181	4,068	4,698	2,613	2,483	-	-	-	-
物品賃貸業	10	10	10	10	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門技術サービス業	581	538	581	538	-	-	-	-	-	-
宿泊業	455	436	455	436	-	-	-	-	-	-
飲食業	794	696	794	696	-	-	-	-	-	0
生活関連サービス業・娯楽業	224	202	224	202	-	-	-	-	-	-
教育・学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	469	430	469	430	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	813	742	813	742	-	-	-	-	-	-
各種サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	100	100	-	-	100	100	-	-	-	-
個人	4,757	4,551	4,757	4,551	-	-	-	-	58	4
その他	14	12	14	12	-	-	-	-	-	-
業種別合計	24,317	24,779	16,834	16,824	7,483	7,955	-	-	59	9

注)
 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであります。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。
 6. 残存期間別の計数については、システム対応ができていないため算定しておりません。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	29	63	-	29	63
	令和4年度	63	123	-	63	123
個別貸倒引当金	令和3年度	56	69	-	56	69
	令和4年度	69	100	-	69	100
合計	令和3年度	85	132	-	85	132
	令和4年度	132	224	-	132	224

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	1	3	3	4	-	-	1	3	3	4	-	-
農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	10	3	3	29	-	-	10	3	3	29	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業・郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業・小売業	-	5	5	6	-	-	-	5	5	6	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	-	4	4	5	-	-	-	4	4	5	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	1	0	0	0	-	-	1	0	0	0	-	-
教育・学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	7	3	3	3	-	-	7	3	3	3	-	-
その他のサービス	10	14	14	9	-	-	10	14	14	9	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	22	32	32	42	-	-	22	32	32	42	-	-
合計	56	69	69	100	-	-	56	69	69	100	-	-

注) 1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。 2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	100	265	100	228
10%	-	3,660	-	3,401
20%	17,828	2	14,938	2
35%	-	1,086	-	1,026
50%	1,804	-	2,004	-
75%	-	2,233	-	1,948
100%	2,505	10,191	2,204	11,019
150%	400	59	500	9
250%	-	0	-	-
1250%	-	-	-	-
合計	22,639	17,502	19,748	17,637

注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CAVリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	270	269	166	144	-	-	-	-

注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社企業再生支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	-	-	-	-
非上場株式等	272	272	272	272
合 計	272	272	272	272

注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償 却	-	-

注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	-	-

注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	-	-

注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

8. 金利リスク

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券のうちの債券」、「貸出金」、「預金積金」および「借入金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値は、441百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

下表「IRRBB1」は金利ショック下の銀行勘定の経済価値変動(ΔEVE)を表しています。

■ ΔEVE

金利ショックに対する経済価値(EVE: Economic Value of Equity)の減少額をプラスで表記しています。

当組合のΔEVEは金利上昇時に現在価値が減少します。

■ ΔNII

算出基準日から12ヶ月を経過する日までの金利収益(NII: Net Interest Income)の減少額をプラスで表記しています。

当組合のΔNIIは金利低下シナリオにおいて金利収益が減少します。

□. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和4年3月末
1	上方パラレルシフト	441	519	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	22	39
3	スティーブ化	387	437		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	441	519	22	39
		ホ		へ	
		令和5年3月末		令和4年3月末	
8	自己資本の額	2,206		2,132	

注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「自己資本充実の状況等について[定性的な開示事項]の項目」に記載しております。

だいしんは、[心と心のふれあいを大切にする]信用組合として、皆様に信頼され、ご利用いただけるよう、経営体制の強化に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため様々な活動を行なっています。

なお、令和2～4年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から多くのイベントを中止しています。



令和4年
9月

役職員一同が収集したベルマークを寄贈しました。



令和4年
9月

「献血運動」を実施しました。今年で3年目となります。

令和5年
1月

令和5年1月新本店へ移転しました。
【SDGs】移転時にEV車を導入し、災害時はEV車からATM等に給電することなどによってBCPに万全を図り、お客さまに資金供給を行える設備を整えました。



■地域貢献に向けた当組合の経営姿勢

■預金等の商品を通じた地域貢献（既存の預金商品のほか、下記の商品をご用意しております。）

- ・退職金定期預金…退職を迎えられたお客様を対象に金利優遇した定期預金
- ・だいしん年金定期…当組合に年金受給口座をお持ちのお客様を対象にした定期預金
- ・しんくみ相続信託…相続時に安心して資金が確保できるオリックス銀行との提携商品

■融資を通じた地域貢献（事業者および個人の皆様の資金ニーズにお応えるために、各種ローンをご用意しております。）

- ・神奈川県中小企業融資制度、小田原市中小企業融資制度などをご利用できる事業資金のお借入の取扱をしております。
- ・創業支援融資商品「サクセス」を商品化し、創業者の資金繰り支援のお手伝いをさせていただきます。
- ・個人消費ローン、フリーローン、マイカーローン、教育ローンのほか、おまとめローン「ゆとり」、おまもり、おまもりII等お客様のニーズに合わせた商品の開発に努めています。

■取引先への支援状況等

- ・お取引先の経営改善・事業再生につきましては、神奈川県信用保証協会・中小企業再生支援協議会と連携し、当組合内部のだいしん機能強化推進委員会を中心に取引先に対するの支援体制を整えております。また、よろず支援拠点およびミラサボ等の利用による経営支援も行ってまいります。

■文化的・社会的貢献に関する活動（令和2～4年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から多くのイベントを中止しています）

- ・地域イベントへの参加…鴨宮支店、南足柄支店では、自治会が主催する夏祭りに毎年参加、模擬店の出店により地域の皆様とふれあいの輪を広げております。なお、イベントの売上は寄付金として地元でお役立ていただいております。
- ・車いすの寄贈…役職員からの善意の募金により毎年、社会福祉協議会へ車いすを寄贈し地域の福祉にお役立ていただいております。
- ・奉仕活動の実施…夏の海水浴でにぎわった御幸の浜海岸を、毎年9月に役職員により清掃奉仕を実施しており、地域の美化に貢献しております。

■中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

期初債務者数(A)	179
うち、経営改善支援取組み先(a)	9
aのうち、期末に債務者区分がランクアップした先数(β)	0
aのうち、期末に債務者区分が変化しなかった先数(γ)	8
aのうち、再生計画を策定した先数(δ)	9
経営改善支援取組み率 (a/A)	5.03
ランクアップ率 (β/a)	0.00
再生計画策定率 (δ/a)	100.00

- 1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
- 2.期初債務者数は令和4年4月当初の債務者数です。
- 3.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
- 4.「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。
- 5.「α(アルファ)のうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
- 6.「α(アルファ)のうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
- 7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

■中小企業の経営支援に関する取り組み方針

- 1.お客様からの新規のご融資や貸出条件の変更のご相談、お申し込みに対しては、お客様の経営状態や収支状況を的確に把握し、迅速かつ真摯に適切な対応をいたします。
- 2.お客様との貸出条件の変更等の協議にあたっては、中小企業の特性や事業の状況、事業の改善、再生の可能性等を勘案し、経営改善に向けた取り組みを積極的に支援いたします。
- 3.お客様の抱える問題や課題に対してはお客様の立場に立ち適切な解決策のご提案ができるようにコンサルティング機能の発揮に努めます。

■中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、経営革新等支援機関の認定を受けており、外部専門家等との連携が可能となっており支援業務の拡充が図れるようになりました。

■中小企業の経営支援に関する取り組み状況

取引先企業のライフサイクルに応じた支援のため下記の通り活動いたしました。

創業・新規事業開拓の支援	成長段階における支援	経営改善・事業再生・業種転換等の支援
地域経済の活性化に向けて、新たな事業者や現有企業の新たな事業展開のため創業支援融資商品「サクセス」を商品化し金融支援に取り組んでおります。	総代会および地区懇談会において総代相互の情報交換の場を設けております。 また、取引先を会員とする交流会を開催しており、会員相互の情報交換の場を提供しています。	内部組織である「だいしん機能強化推進委員会」において、経営支援・事業再生を必要とするお取引先について活動を実施しております。外部機関等との連携による取組みも実施し、お取引先の支援に努めております。

■地域の活性化に関する取り組み状況

当組合では、各自治体が実施している事業者向け融資制度の取扱金融機関となり、地域の事業者の資金需要にお応えしております。また商工会議所・商工会・商店街等の会員となり諸事業に参加することにより地域の活性化に努めております。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、他機関との連携により、専門家派遣など経営改善支援を行っております。

■「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

令和4年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は、54件(前年度3件)の実績でした。「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は21.3%(同1%未満)と大幅に上昇しております。また、「保証契約を解除した件数」、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)」は、実績がありませんでした。

■電子決済等代行業者との連携及び協働にかかわる方針

■当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働にかかわる基本方針を以下のとおりとしています。

- 1.電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針
当信用組合は、地域のコミュニティと共に生き、地域経済の発展や、組合員の生活レベル向上を図っていますが、その一層の促進に向け、電子決済等代行業者との連携及び協働を実施してまいります。
- 2.「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項の同意有無
当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項に同意し、全国信用協同組合連合会(以下、「全信組連」という。)が締結する電子決済等代行業者と連携を行います。
- 3.参照系オープンAPIの整備の可否・理由及び完了時期
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
- 4.更新系オープンAPIの整備の可否・理由及び完了時期
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
- 5.オープンAPIに係るシステムの設計、運用及び保守並びにその他の当該整備に係るシステム構築に関する方針
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
- 6.連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先
担当部署:小田原第一信用組合 業務部
電話番号:0465-23-0292
- 7.その他参考になるべき情報
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。

- 昭和27年
- 昭和32年
- 昭和35年
- 昭和38年

小田原市緑1丁目43番地にて営業開始
 商工組合中央金庫代理店の指定を受ける
 中小企業金融公庫代理店の指定を受ける
 鴨宮支店開設



- 昭和43年
- 昭和44年
- 昭和46年

本店第一興産ビルに入居移転
 神奈川県税取扱店の認可を受ける
 全国信用協同組合連合会
 代理業務取扱開始



- 昭和47年
- 昭和48年
- 昭和49年

南足柄支店開設
 南足柄市公金収納代理
 金融機関の指定を受ける
 新第一ビルに本店移転
 当組合業務処理電算化スタート
 小型コンピュータを導入事務の機械化始動
 しんくみ為替取扱開始



- 昭和53年
- 昭和56年
- 昭和58年
- 昭和59年
- 昭和60年
- 昭和62年
- 平成3年
- 平成5年
- 平成7年

鴨宮支店新店舗完成移転
 中町支店開設
 オンラインスタート
 融資オンラインスタート
 小田原第一信用組合に名称変更
 ATM(現金自動預入支払機)稼働
 住宅金融公庫代理店の指定を受ける
 第3次オンラインスタート
 外国為替取次業務開始
 日本銀行蔵入復代理店復託業務取扱の
 許諾を受ける



- 平成11年
- 平成12年

ポスト第3次オンラインスタート
 ATM日曜祭日稼働スタート
 デビットカード取扱開始
 監督官庁が県から国に移管
 窓口『5時まで』営業開始
 ATM『午後9時まで延長』を実施



- 平成13年
- 平成14年
- 平成15年

台湾の信用組合
 『彰化市第十信用合作社』
 当組合視察来訪
 創立50周年記念式典を挙行
 窓口「4時まで」営業時間変更
 第5次全銀システム運営開始



- 平成16年
- 平成17年
- 平成18年
- 平成19年
- 平成20年
- 平成24年
- 平成27年
- 平成30年
- 平成31年
- 令和5年

アイワイバンクとのATM提携利用スタート
 常勤監事、会計監査人選任
 証券業務取扱に関する登録を受ける
 個人向け国債取扱開始
 小田原市栄町2-9-35に本店移転
 創立60周年記念式典を挙行
 第6次全銀システム運営開始
 しんくみ相続信託取扱開始
 中町支店を本店に統合
 小田原市栄町1-5-17に本店移転

だいしんはこの街で芽ばえ、
 花咲きました。



毎日の暮らしの便利さのために、そして輝かしい未来づくりのために…。
「預金」に期待する意味は、お客様それぞれによってさまざまです。だいしんは、お客様のニーズにあったいろいろな「預金」をご用意することはもちろん、「新商品」の開発にも力を注いでおります。

● 預金のご案内

種類		特色 (内容)	期間	お預け入れ額
総合口座		普通預金に定期預金をセットしたもので「貯める・支払う・受取る・借りる」の機能を持った便利な口座です。普通預金の機能のほかに、口座にセットした定期預金を担保に、その合計額の90%(最高300万円)まで自動的に融資がご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金		日常の出し入れをはじめ、給与・配当金・年金の自動受取、公共料金の自動支払などにご利用いただけます。お引き出しはキャッシュカードが便利です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金		ペイオフ全面解禁後も預金保険制度により全額保護されます。普通預金と同様に自動受取・支払がご利用いただけます。お利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金		普通預金の手軽さに普通預金よりも有利な利率、いつでも使いたい時に引き出せる預金です。ご利用は個人のお客様限定となります。	出し入れ自由	1円以上
定期預金	スーパー定期預金	短期(1ヶ月)から長期(5年)まで有利な運用ができ、お預入れの時の利率は、満期日まで変わりません。	1ヶ月～5年	1,000円以上
	自由金利型定期預金(大口定期)	高利回りの自由金利型定期預金。大口の余裕資金の運用に最適です。	1ヶ月～5年	1,000万円以上
	期日指定定期預金	1年複利でお得な個人専用預金です。1年経過後は満期日を指定でき、一部解約も可能です。	最長3年(据置期間1年)	1,000円以上
	変動金利定期預金	預入れ日から6ヶ月ごとに市場金利に連動して金利が変わります。	2年、3年	1,000円以上
	年金定期預金	『だいしん』で年金をお受取りのお客様限定の金利が上乘せされた定期預金です。	1年	おひとり様100万円まで
退職金定期預金		組合員のための退職金の受入れ商品として、お客様のセカンドライフに係る資金運用の支援を目的としていますので、適用される金利が有利となっております。	1年	100万円以上
定期積金		毎月、一定日に一定の掛金で無理のない資産づくりが可能です。	1年、2年、3年、4年、5年	掛け金1,000円以上
当座預金		ご商用の代金決済に便利で安全な小切手、手形のご利用ができます。	出し入れ自由	1円以上
納税準備預金		納税準備のためのご預金です。税金が楽に納められ、非課税ですからお得です。	入金自由 お引き出しは納税時	1円以上

皆様の夢と豊かな暮らしの実現をお手伝いさせて頂くために、お客様のライフサイクルに合わせた「ローン」を数多くご用意しております。

● 個人向け融資のご案内

種類	お使いみち
住宅ローン	住宅の新築、増改築資金や土地、建売住宅、マンション、中古住宅の購入資金などにご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の改築、改装等の費用の支払資金にご利用いただけます。
カーライフローン	自家用車(自動二輪含む)の購入、修理、車検、用品購入、運転免許取得、他金融機関借替資金等の資金にご利用いただけます。
マイカーローンリピート	マイカーローンの返済が直近1年以内に正常完済(直近1年間以上遅れず)された方に保証料を割引いたします。
教育ローン	受験時にかかる費用、入学時にかかる費用、在学中にかかる費用の支払いにご利用いただけます。
教育カードローン「チャンスII」	限度額の範囲内で受験料・入学金・授業料・仕送り資金等ATMで繰り返しご利用できるローンです。
災害復旧ローン	災害による家具・家電等の修理、買い換え資金、住宅の補修・修繕費金、車両の修理・買い換え資金にご利用いただけます。
カードローン	限度額の範囲内でカードにより、いつでもくり返してご利用いただけます。
フリーローン	お使いみち自由のローンです。
フリーローン800	お使いみち自由、保証人・担保不要のローンです。
おまとめローン「ゆとり」	消費者金融、クレジット等の借入を一本化して返済するための資金です。
新型ローン「おまもり」	普通預金口座にセットすることにより、預金残高が不足した際に自動的に貸越が受けられます。
(株)日本政策金融公庫	進学ローンがご利用いただけます。

中小企業や個人事業者の方々の資金ニーズにスムーズにお応えできるよう各種商品をそろえております。

● 事業者向け融資のご案内

種 類	お使いみち
割引手形	受取手形の資金化にご利用いただけます。
手形貸付	運転資金など比較的短期の融資にご利用いただけます。
証書貸付	設備投資など長期の融資にご利用いただけます。
当座貸越	当座預金が不足した時でもご契約の極度額まで自由にご利用いただけます。
新型ローン「おまもりII」	普通預金口座にセットすることにより、預金残高が不足した際に自動的に貸越が受けられます。
地方公共団体制度融資	県、市町村による中小企業向けの各種融資制度がご利用いただけます。
代理業務貸付	(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会の代理業務をお取り扱いしております。
しんくみパートナーズ	個人事業者を対象とした事業性資金にご利用いただけます。

お客様の資金運用のお手伝いをさせていただきます。

● 証券業務のご案内

種 類	特 色 (内 容)
国債の窓口販売	「個人向け国債」3年・5年・10年をお取り扱いしております。

「だいしん」では、預金や融資ばかりではなく、お客様の幅広いニーズに対応できるよう各種サービス業務に積極的に取り組んでおります。

● 各種サービス

各種サービス	特 色 (内 容)
内国為替	日本全国どこでも安全、確実、スピーティにご送金・お振込ができます。
しんくみ相続信託	オリックス銀行㈱との提携による信用組合業界独自の商品です。相続発生時に複雑な手続に悩まされることなくスムーズに受取人がご資金をうけとることができます。元本保証で中途解約もできます。
だいしんふれあい倶楽部	「だいしん」で年金をお受取のお客様のために、お誕生日プレゼント、ご優待旅行、優遇金利定期預金のお取扱などのサービスをご利用いただけます。
日銀歳入復代理店	お客様の所得税、法人税などの国税および交通反則金、社会保険料などの納付に際し、店頭で領収証書の即時交付ができます。
個人向け融資の相談	個人ローンの相談をフリーダイヤルで受付けております。☎0120-86-0465
デビットカードサービス	日本全国、デビットカード加盟の小売店で『だいしんキャッシュカード』を利用して買い物ができます。
だいしんキャッシュサービス	『だいしんキャッシュカード』1枚で、『だいしん』本支店のキャッシュコーナーのATMからお気軽に現金のお引き出し、お預入れ、お振込ができます。
全国キャッシュサービス	全国の信用組合、都銀、地銀、信託銀行、信金、農協、労金、ゆうちょ銀行が設置するCD、ATMで『だいしんキャッシュカード』でお引出しができます。
ATM相互入金サービス	第二地銀・信金・労金および信組の業態間でのATM相互入金サービスがご利用いただけます。
セブン銀行ATMサービス	セブンイレブン・イトーヨーカドーに設置されたセブン銀行のATMでご入金・お引き出し・残高照会がご利用いただけます。
ゆうちょ提携	全国のゆうちょ銀行の現金自動預払機でご入金・お引き出し・残高照会がご利用いただけます。
JR東日本「VIEW ALTTE」(ビューアルッテ)提携	JR東日本駅内のATM「VIEW ALTTE」(ビューアルッテ)でお引き出し・残高照会がご利用いただけます。
ATM時間外手数料の無料化	『だいしんキャッシュカード』をお持ちのお客様は『だいしん』本支店のキャッシュコーナーのATMご利用時の利用手数料はすべて無料とさせていただきます。
他行ATMの利用手数料の返戻	『だいしんキャッシュカード』をお持ちのお客様が提携他金融機関のATM利用の際の利用手数料について月3回を限度に返戻させていただきます。(返戻対象になる方は組合員又は組合員のご家族で給与又は年金をだいしんの普通預金口座でお受け取りの方)
しんくみお得ねっと	全国の信用組合が提携し、各地に設置されている自動機(CD・ATM)の利用手数料を無料化する「しんくみお得ねっと」サービスをはじめました。これにより提携信用組合のキャッシュカードは、指定のサービス時間内に、提携先信用組合の自動機で利用手数料を支払うことなく、現金の引き出しができることとなります。
社会貢献型カード しんくみピーターバンカード	(株)オリエントコーポレーションとの提携により、信用組合業界独自の社会貢献機能を有するクレジットカード、「しんくみピーターバンカード」を取り扱っています。カード利用者は、寄付金の負担がなくカード利用代金の0.5%が難病の子供たちを支援するために役立ち社会貢献活動に参加できます。だいしんは、こうした点からも地域や社会の明るい未来を支えています。

◎各種手数料

種類		手数料
当座小切手帳	1冊(50枚)	11,000円
約束手形帳	1冊(25枚)	5,500円
自己宛小切手発行	1枚につき	550円
当座・普通預金入金帳	1冊	550円
再発行	通帳・証書	1件につき 1,100円
	キャッシュカードおよびローンカード	1枚につき 1,100円
融資証明書発行	1件につき	11,000円
各種取引証明書等	1件につき	440円
各種取引明細書等	1件につき	55円
残高証明書発行(預金・融資個別1通)	1通につき	440円
残高証明書発行(預金・融資1枚表示1通)	1通につき	880円
残高証明書発行(監査法人用1通)	1通につき	3,300円
上記郵送料	1通につき	660円

◎代金取立手数料 (1件につき)

種類	手数料
電子交換	880円
個別取立 (*1)	1,210円

(注) 当日入金分及び当組合振出し分は無料です
 (*1) 「電子交換所」に不参加の金融機関を支払場所とする手形・小切手など

◎個人情報開示手数料

開示項目	手数料
住所・氏名・生年月日・電話番号	左記一括 1,100円
職業・勤務先の名称・住所・電話番号	左記一括 1,100円
取引残高(科目、口座番号、残高)	指定日毎 1,100円
取引の履歴	1口座・1ヵ月分 1,100円
上記以外の開示請求情報	1項目毎 1,100円
上記郵送料(本人限定受取郵便)	660円

◎窓口両替手数料 両替/金種指定支払手数料

お取扱い枚数(硬貨+紙幣)	手数料
1枚~500枚	880円
501枚~1,000枚	1,650円
1,001枚~1,500枚	2,420円
以降、500枚ごと	770円追加

*お取扱枚数が10枚以下となる次のお取引は無料です。
 ①紙幣のみのお両替 ②記念硬貨のお両替 ③汚損した現金の両替 ④金種指定両替
 *ご両替のお取引枚数は「ご両替前またはご両替後の枚数いずれか多い方の枚数」になります。
 *金種指定支払のお取扱い枚数は「金種を指定された紙幣と硬貨の総枚数」となります。
 *金種を指定されない払い戻しについては無料です。
 *お支払伝票が複数ある場合は、同一名義のものを合算してお取引枚数を算出します。

◎窓口両替手数料 硬貨整理手数料 (1回あたり)

お取扱い枚数	手数料
1枚~100枚	無料
101枚~500枚	880円
501枚~1,000枚	1,650円
以降、500枚ごと	770円追加

*預金口座への入金や現金振込の硬貨が対象です。
 *1日に複数回に分けて手続する場合は、硬貨枚数を合算した手数料となります。
 *入金の有無にかかわらず計測した場合は手数料をいただきます。

◎その他

種類	手数料
振込の組戻料	770円
取立手形組戻料	880円
不渡手形返却料	880円

◎融資関係手数料

種類		手数料	
手形貸付手数料(書替含む)		550円	
証書貸付手数料		1,100円	
手形割引・担保手形	電子交換	880円	
	個別取立 (*1)	1,210円	
調査・担保・融資手数料	営業地区内	1件につき 33,000円	
	営業地区外	1件につき 55,000円	
証書貸付	一部繰上げ返済		5,500円
		借入後 3年以内	6,600円
	全額繰上げ返済	借入後 5年以内	4,400円
		借入後 7年以内	2,200円
借入後 7年超	無料		
条件変更(手形貸付、証書貸付)		5,500円	

(*1) 「電子交換所」不参加の金融機関を支払い場所とする手形・小切手など
 ※担保・融資調査手数料にはお客様がご用意していただく書類を当組合で代行した場合の費用は含まれません。(実費をお支払いいただきます。)
 ※消費者ローンについては証書貸付手数料は無料となります。
 ※消費者ローンについては(一部・全部)繰上げ返済手数料は無料となります。

◎為替関係取扱手数料

種類	手数料			
窓口扱い	振込手数料			
		5万円未満	5万円以上	
	同一店内	組合員	330円	330円
		非組合員	330円	440円
	本支店宛	組合員	330円	330円
		非組合員	330円	440円
他行宛	組合員	605円	605円	
	非組合員	605円	770円	
自組合カード	ATM振込手数料			
		5万円未満	5万円以上	
	同一店内	組合員	無料	無料
		非組合員	無料	無料
	本支店宛	組合員	110円	110円
		非組合員	110円	220円
他行宛	組合員	165円	330円	
	非組合員	385円	440円	
定額自動送金		同一店舗宛	本支店宛	
		55円	330円	

◎ATM・CDご利用手数料 当組合のキャッシュカード・キャッシュ&ローンカード・貯蓄預金カードによるお取引

◀当組合ATMをご利用▶		時間	~6:00	7:00	8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	19:00	21:00	22:00~
出金	平日												
	土曜												
	日曜・祝日												
入金	平日												
	土曜												
	日曜・祝日												

◀セブン銀行ATMをご利用▶		時間	~6:00	7:00	8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	19:00	21:00	22:00~
出金	平日												
	土曜												
	日曜・祝日												
入金	平日												
	土曜												
	日曜・祝日												

◀ゆうちょ銀行ATMをご利用▶		時間	~6:00	7:00	8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	19:00	21:00	22:00~
出金	平日												
	土曜												
	日曜・祝日												
入金	平日												
	土曜												
	日曜・祝日												

◀その他の提携金融機関ATMをご利用▶
 全国の信用組合、都銀、地銀、信託銀行、信金、農協、労金が設置するCD・ATMにてご利用いただけます。
 金融機関によってATM・CDのご利用いただける時間・取扱内容・手数料が異なりますので、詳しくはご利用金融機関にお問い合わせください。

■ 財務諸表

貸借対照表(資産の部)

単位:千円

科 目	第70期 令和4年3月31日現在	第71期 令和5年3月31日現在
現 金	265,242	228,849
預 け 金	15,013,599	11,523,023
有 価 証 券	7,485,450	7,958,212
国 債	101,060	100,210
社 債	4,211,300	4,052,790
株 式	2,300	2,300
その他の証券	3,170,790	3,802,912
貸 出 金	16,834,537	16,824,450
割 引 手 形	2,181	10,834
手 形 貸 付	507,560	1,033,460
証 書 貸 付	16,055,080	15,470,905
当 座 貸 越	269,715	309,250
そ の 他 資 産	325,678	326,812
未 決 済 為 替 貸	2,743	2,624
全 信 組 連 出 資 金	270,300	270,300
未 収 収 益	31,890	30,285
そ の 他 の 資 産	20,745	23,602
有 形 固 定 資 産	94,604	274,948
建 物	8,044	133,081
土 地	63,518	63,518
その他の有形固定資産	23,041	78,348
無 形 固 定 資 産	3,140	3,082
ソ フ ト ウ ェ ア	3,140	3,082
その他無形固定資産	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	536	438
貸 倒 引 当 金	△ 132,579	△ 224,067
(うち個別貸倒引当金)	(△ 69,482)	(△ 100,970)
資 産 の 部 合 計	39,890,210	36,915,749

1
2

3

4

5

6

1 預け金

全信組連などに預けている預金です。

2 有価証券

国債や社債などの有価証券に投資した資金です。

3 貸出金

お客様にお使いいただいている資金です。

4 未決済為替貸

振込などの取引において、銀行間の資金決済が行われるまでの間、その資金を一時的に立替えを行う勘定です。

5 繰延税金資産

税効果会計の適用により、将来回収が見込まれる税金の額です。

6 貸倒引当金

貸出金などに対して将来見込まれる貸倒損失への備えとして積み立てた金額です。

貸借対照表(負債及び純資産の部)

単位:千円

科 目	第70期 令和4年3月31日現在	第71期 令和5年3月31日現在
預 金 積 金	35,273,534	34,932,461
当 座 預 金	214,480	179,713
普 通 預 金	11,197,262	11,496,242
貯 蓄 預 金	28,904	27,111
定 期 預 金	21,385,740	21,001,872
定 期 積 金	2,346,562	2,164,288
そ の 他 の 預 金	100,584	63,232
借 用 金	2,500,000	—
そ の 他 負 債	73,167	46,343
未 決 済 為 替 借	4,390	4,193
未 払 費 用	26,385	7,938
給 付 補 填 備 金	431	238
未 払 法 人 税 等	450	450
前 受 収 益	10,505	14,930
払 戻 未 済 金	2,297	2,321
資 産 除 去 債 務	4,002	8,429
そ の 他 の 負 債	24,703	7,841
賞 与 引 当 金	8,335	8,572
退 職 給 付 引 当 金	55,734	56,289
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	15,636	17,675
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	4,467	3,384
偶 発 損 失 引 当 金	2,807	2,838
繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	536	438
負 債 の 部 合 計	37,934,220	35,068,004
出 資 金	235,610	235,130
普 通 出 資 金	235,610	235,130
利 益 剰 余 金	1,840,143	1,859,517
利 益 準 備 金	173,700	213,700
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,666,443	1,645,817
特 別 積 立 金	1,608,900	1,608,900
(経営改善積立金)	(750,000)	(750,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	57,543	36,917
組 合 員 勘 定 合 計	2,075,754	2,094,647
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 119,764	△ 246,902
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 119,764	△ 246,902
純 資 産 の 部 合 計	1,955,989	1,847,745
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	39,890,210	36,915,749

1

※1

2

3

4

5

6

7

8

1 預金積金

お客様からお預かりしている預金です。

2 未決済為替借

振込などの取引において、銀行間の資金決済が行われるまでの間、その資金を一時的に預かっておく勘定です。

3 未払費用

ご預金の既に経過した利息などです。

4 給付補填備金

定期積金の満期時にお支払いする利息に相当する額です。

5 退職給付引当金

職員の退職金に備えるため、当期末において発生していると認められる額です。

6 債務保証

全信組連や日本政策金融公庫等の代理貸付に伴う債務保証の額です。

7 その他有価証券評価差額金

有価証券の含み損益に該当するものです。

8 純資産

お客様から受け入れられた出資金や、これまでの蓄えた利益の合計です。一般に「自己資本」に該当する部分です。

※1 借用金

日本銀行が行っている「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」等の額です。

損益計算書の部

単位：千円

資金運用収益
組合が、貸出金や預け金等で運用して得られた利息等の収入です。

役務取引等収益
為替手数料料やその他の手数料収入です。

資金調達費用
お預かりしているご預金などの利息としてお支払いしたものです。

役務取引等費用
組合が支払った為替手数料料や信用保証料などです。

法人税等調整額
税効果会計の適用により計上される法人税、住民税、事業税の調整額を計上しております。

科 目	第70期 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	第71期 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
経 常 収 益	491,790	463,429
資金運用収益	435,946	439,753
貸出金利息	346,854	342,899
預け金利息	16,943	15,579
有価証券利息配当金	59,764	67,595
その他の受入利息	12,384	13,678
役務取引等収益	16,162	15,751
受入為替手数料	8,057	7,424
その他の役務収益	8,104	8,327
その他業務収益	35,471	6,840
国債等債券償還益	32,920	—
その他の業務収益	2,551	6,840
その他経常収益	4,210	1,083
償却債権取立益	835	—
その他の経常収益	3,374	1,083
経 常 費 用	460,573	503,944
資金調達費用	5,763	6,415
預金利息	6,989	6,715
給付補填備金繰入額	229	131
借用金利息	△ 1,455	△ 431
役務取引等費用	20,604	19,953
支払為替手数料	3,503	3,014
その他の役務費用	17,100	16,939
その他業務費用	842	4,542
その他の業務費用	0	4,542
国債等債券償却	842	—
経 費	361,103	377,869
人件費	229,610	224,218
物件費	116,931	132,365
税金	14,561	21,284
その他経常費用	72,259	95,163
貸倒引当金繰入額	46,626	91,488
その他資産償却	46	134
その他の経常費用	25,586	3,541
経 常 利 益	31,217	△ 40,515
特別利益	—	64,000
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	64,000
特別損失	157	91
固定資産処分損	157	91
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	31,060	23,393
法人税、住民税及び事業税	450	450
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	450	450
当期純利益	30,610	22,943
繰越金(当期首残高)	26,933	13,974
当期末処分剰余金	57,543	36,917

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2.出資金1口当たりの当期純利益9円68銭。

3.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、15,751千円であります。

4.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書の部

単位：千円

科 目	第70期	第71期
当期末処分剰余金	57,543	36,917
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	—
計	57,543	36,917
これを次のとおり処分いたします		
剰余金処分額	43,569	19,473
利益準備金	40,000	10,000
出資に対する配当金	3,569	9,473
(配当率)	(年2%)	(年4%)
繰越金(当期末残高)	13,974	17,444

●法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人シドー」の監査を受けております。

●財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月26日

小田原第一信用組合

理事長 内藤 良一

●第71期の貸借対照表に関する注記

- (注)1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 6年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。上記以外の破綻懸念先債権に相当する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、退職給付会計基準の簡便法により、自己都合退職による期末支給額を退職給付債務として計上しております。なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)	
年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(令和3年4月分～令和4年3月分)0.211%

(3) 補足説明

- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金2百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
11. 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時に期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 224百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。但し、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、重要な会計方針として5に記載の正常先債権及び要注意先債権に相当する債権について、将来見込み等必要な修正を加えて算出することが困難な場合は、過去22年間の平均損失率を債権額に乘じて求めた予想損失額と比較し、より多くの予想損失額を貸倒引当金として計上しております。

14. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審査・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」および「借入金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の時価は、441百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	11,523百万円	11,530百万円	7百万円
有価証券			
その他有価証券	7,958百万円	7,958百万円	—百万円
貸出金	16,824百万円		
貸倒引当金	△224百万円		
引当金控除後	16,600百万円	17,045百万円	444百万円
金融資産計	36,081百万円	36,534百万円	452百万円
預金積金	34,932百万円	34,907百万円	△24百万円
借入金	—百万円	—百万円	—百万円
金融負債計	34,932百万円	34,907百万円	△24百万円

なお、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券及びその他の証券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定した価額を時価とみなしております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

(2) 借入金

残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (注) 2. 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2百万円
全信組連出資金	270百万円

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

債券	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国債	100百万円	100百万円	0百万円
社債	100百万円	100百万円	0百万円
外国債券	300百万円	299百万円	0百万円
小計	500百万円	499百万円	0百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

債券	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国債	—百万円	—百万円	—百万円
社債	3,952百万円	4,102百万円	△150百万円
外国債券	3,502百万円	3,600百万円	△97百万円
小計	7,455百万円	7,703百万円	△247百万円
合計	7,955百万円	8,202百万円	△246百万円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

17. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
—百万円	—百万円	—百万円

18. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

債券	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	100百万円	—百万円	—百万円	—百万円
社債	—百万円	1,283百万円	2,235百万円	533百万円
外国債券	599百万円	1,189百万円	1,820百万円	193百万円
合計	699百万円	2,473百万円	4,055百万円	726百万円

19. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の「有価証券」の中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるもの)に限る。)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	153百万円
危険債権額	570百万円
3か月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	60百万円
合計額	783百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3か月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10百万円です。

21. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は4,472百万円であり、その全額が原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定められている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

22. 有形固定資産の減価償却累計額 232百万円

23. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しております。

24. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5百万円

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	46百万円
減価償却超過額	4百万円
減損損失	11百万円
役員退職慰労引当金算入限度額超過額	4百万円
賞与引当金繰入限度超過額	2百万円
退職給与引当金損金算入限度超過額	15百万円
その他有価証券評価差額金	66百万円
税務上の繰越欠損金(注1)	254百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	412百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△254百万円
将来減算一次差異等の合計に係る評価性引当額	△155百万円
評価性引当額小計	△409百万円
繰延税金資産合計	2百万円
繰延税金負債	
有形固定資産	2百万円
繰延税金負債合計	2百万円
繰延税金資産の純額	－百万円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	合計
		2年以内	3年以内	4年以内		
税務上の繰越欠損金(a)	－	1	77	50	125	254
評価性引当金	－	△1	△77	△50	△125	△254
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

26. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	2,000百万円
	有価証券	2,200百万円
担保資産に対応する債務	借入金	－百万円

上記のほか、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金712百万円を担保として提供しております。

27. 出資1口当たりの純資産額は785円83銭です。

28. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	0百万円
契約負債	－百万円

■ 業務の状況を示す指標

業務粗利益

単位：千円

科 目	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	430,182	433,338
資金運用収益	435,946	439,753
資金調達費用	5,763	6,415
役務取引等収支	△ 4,442	△ 4,202
役務取引等収益	16,162	15,751
役務取引等費用	20,604	19,953
その他業務収支	34,629	2,297
その他業務収益	35,471	6,840
その他業務費用	842	4,542
業務粗利益	460,369	431,433
業務粗利益率	1.17%	1.10%
業務純益	65,986	△ 6,435
実質業務純益	99,266	53,564
コア業務純益	67,188	53,564
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	67,188	53,564

1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和4年度0千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利/資金運用勘定平均残高×100

3. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。

4. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

6. 「業務純益」、「実質業務純益」、「コア業務純益」、「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分より開示することとなりました。

資金運用収支の内訳

単位：千円

科 目	平均残高		利 息		利回り (%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	39,292,889	39,089,839	435,946	439,753	1.10	1.12
うち貸出金	17,275,866	16,839,180	346,854	342,899	2.00	2.03
うち預け金	14,367,675	13,969,618	16,943	15,579	0.12	0.11
うち有価証券	7,379,047	8,010,740	59,764	67,595	0.81	0.84
資金調達勘定	37,432,551	37,120,588	5,763	6,415	0.01	0.01
うち預金積金	35,965,756	35,344,697	7,219	6,846	0.01	0.01
うち借入金	1,466,794	1,775,890	△ 1,455	△ 431	△ 0.10	△ 0.02

経費の内訳

単位：千円

科 目	令和3年度	令和4年度
人 件 費	229,610	224,218
報酬給料手当	190,686	186,840
退職給付費用	12,026	11,283
その他	26,898	26,094
物 件 費	116,931	132,365
事務費	55,426	61,703
固定資産費	30,284	41,327
事業費	4,679	4,851
人事厚生費	2,484	1,801
減価償却費	12,390	17,577
その他	11,665	5,102
税金	14,561	21,284
合 計	361,103	377,869

資金利鞘

単位：%

科 目	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	1.10	1.12
資金調達原価率	0.98	1.03
総資金利鞘	0.13	0.09

$$1. \text{資金運用利回り} = \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平残}} \times 100$$

調達した資金を何%で運用したか、資金運用の効率性をみることができます。

$$2. \text{資金調達原価率} = \frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平残}} \times 100$$

資金の調達コストをみることができます。

$$3. \text{総資金利鞘} = \text{資金運用利回} - \text{資金調達原価率}$$

資金全体の収益力をみることができます。

単位：千円

受取利息及び支払利息

科 目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
受取利息	435,946	6,612	439,753	3,807
支払利息	5,763	△ 1,938	6,415	652

総資産経常利益率

単位：%

科 目	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.08	△ 0.10

$$1. \text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平残}} \times 100$$

資産規模に対する利益の比率をみる指標です。

総資産当期純利益率

単位：%

科 目	令和3年度	令和4年度
総資産当期純利益率	0.08	0.06

$$1. \text{総資産当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平残}} \times 100$$

総資産に対する当期純利益の割合を表したものです。

■ 預金に関する指標

預金科目別残高

単位：千円

科 目	令和4年3月末				令和5年3月末			
	残高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)	残高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)
流動性預金	11,541,232	32.7	11,649,126	32.4	11,766,300	33.7	11,720,618	33.2
当座預金	214,480	0.6	239,838	0.7	179,713	0.5	241,561	0.7
普通預金	11,197,262	31.7	11,348,522	31.5	11,496,242	32.9	11,416,108	32.2
貯蓄預金	28,904	0.1	26,985	0.1	27,111	0.1	27,956	0.1
通知預金	—	—	—	—	—	—	—	—
別段預金	92,077	0.3	25,107	0.1	55,018	0.2	26,182	0.1
納税準備預金	8,507	0.0	8,673	0.0	8,214	0.0	8,509	0.0
定期性預金	23,732,302	67.3	24,316,629	67.6	23,166,161	66.3	23,624,079	66.8
定期預金	21,385,740	60.6	21,840,468	60.7	21,001,872	60.1	21,379,924	60.5
定期積金	2,346,562	6.7	2,476,161	6.9	2,164,288	6.2	2,244,154	6.3
合 計	35,273,534	100.0	35,965,756	100.0	34,932,461	100.0	35,344,697	100.0

預金者別預金残高

単位：百万円

区 分	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
個人	31,065	88.1	30,749	88.0
法人	4,208	11.9	4,183	12.0
一般法人	4,033	11.4	4,034	11.5
金融機関	110	0.3	118	0.3
公金	64	0.2	30	0.1
合 計	35,273	100.0	34,932	100.0

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

単位：百万円

区 分	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
固定金利定期預金	21,385	100.0	21,001	100.0
変動金利定期預金	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	21,385	100.0	21,001	100.0

1店舗及び職員1人当りの預金残高

単位：百万円

区 分	令和4年3月末	令和5年3月末
1店舗当りの預金残高	11,758	11,644
職員1人当りの預金残高	1,102	1,126

■ 貸出金等に関する指標

貸出金科目別残高

単位：千円

科 目	令和4年3月末				令和5年3月末			
	残 高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)	残 高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)
割 引 手 形	2,181	0.0	3,455	0.0	10,834	0.1	8,647	0.1
手 形 貸 付	507,560	3.0	420,131	2.4	1,033,460	6.1	634,896	3.8
証 書 貸 付	16,055,080	95.4	16,257,059	94.1	15,470,905	92.0	15,844,124	94.1
当 座 貸 越	269,715	1.6	595,220	3.4	309,250	1.8	351,512	2.1
合 計	16,834,537	100.0	17,275,866	100.0	16,824,450	100.0	16,839,180	100.0

貸出金業種別残高

単位：千円

区 分	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)
製 造 業	1,134,545	6.7	1,095,385	6.5
農 業、林 業	—	—	68,500	0.4
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	1,651,750	9.8	1,609,132	9.6
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	22,135	0.1	21,072	0.1
運 輸 業、郵 便 業	46,572	0.3	54,485	0.3
卸 売 業、小 売 業	1,439,097	8.5	1,306,192	7.8
金 融 業、保 険 業	7,918	0.0	5,996	0.0
不 動 産 業	3,975,732	23.6	4,615,912	27.4
物 品 賃 貸 業	10,000	0.1	10,000	0.1
学術研究、専門技術サービス業	534,059	3.2	498,068	3.0
宿 泊 業	455,064	2.7	436,236	2.6
飲 食 業	703,413	4.2	619,468	3.7
生活関連サービス業、娯楽業	166,769	1.0	149,195	0.9
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、福 祉	469,623	2.8	430,248	2.6
そ の 他 の サ ー ビ ス	631,895	3.8	576,517	3.4
そ の 他 の 産 業	14,065	0.1	12,104	0.1
小 計	11,262,643	66.9	11,508,515	68.4
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
雇 用・能 力 開 発 機 構 等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,571,894	33.1	5,315,934	31.6
合 計	16,834,537	100.0	16,824,450	100.0

貸出金担保別残高

単位：千円

区 分	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残 高	構成比 (%)	残 高	構成比 (%)
当 組 合 預 金 積 金	239,291	1.4	241,960	1.4
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	10,034,727	59.6	10,165,336	60.4
そ の 他	39,420	0.2	—	—
小 計	10,313,439	61.3	10,407,297	61.9
信用保証協会・信用保険	3,802,301	22.6	3,534,982	21.0
保 証	2,678,151	15.9	2,767,344	16.4
信 用	40,645	0.2	114,825	0.7
合 計	16,834,537	100.0	16,824,450	100.0
債 務 保 証 見 返 額	536	—	438	—

貸出金用途別残高

単位：千円

区 分	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残 高	構成比 (%)	残 高	構成比 (%)
設 備 資 金	9,578,913	56.9	9,771,773	58.1
運 転 資 金	7,255,624	43.1	7,052,676	41.9
合 計	16,834,537	100.0	16,824,450	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

単位：千円

区 分	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残 高	構成比 (%)	残 高	構成比 (%)
消 費 者 ロ ー ン	538,450	13.8	496,696	13.7
住 宅 ロ ー ン	3,353,025	86.2	3,137,009	86.3
合 計	3,891,475	100.0	3,633,705	100.0

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

単位：千円

区 分	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残 高	構成比 (%)	残 高	構成比 (%)
固 定 金 利	5,663,473	33.6	5,879,474	34.9
変 動 金 利	11,171,064	66.4	10,959,706	65.1
合 計	16,834,537	100.0	16,839,180	100.0

1店舗及び職員1人当りの貸出金残高

単位：百万円

区 分	令和4年3月末	令和5年3月末
1店舗当りの貸出金残高	5,612	5,608
職員1人当りの貸出金残高	526	543

預貸率

単位：%

区 分	令和3年度	令和4年度
期 末	47.73	48.20
期 中 平 均	48.03	47.60

1. 預貸率とは、預金量に対する貸出金の比率を表しています。

貸倒引当金の内訳

単位：百万円

区 分	令和3年度		令和4年度	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	63	34	123	60
個 別 貸 倒 引 当 金	69	13	100	31
合 計	132	47	224	91

貸出金償却額

単位：百万円

区 分	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

代理貸付残高

単位：百万円

区 分	令和4年3月末	令和5年3月末
日 本 政 策 金 融 公 庫	2	2
住 宅 金 融 支 援 機 構	20	18
福 祉 医 療 機 構	4	4
中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構	8	7
合 計	34	31

■ 有価証券及び内国為替業務等に関する指標

有価証券残高

単位：千円

科 目	令和4年3月末				令和5年3月末			
	残 高	構成比 (%)	平均残高	構成比 (%)	残 高	構成比 (%)	平均残高	構成比 (%)
国 債	101,060	1.4	100,002	1.4	100,210	1.3	100,000	1.2
社 債	4,211,300	56.3	4,303,561	58.3	4,052,790	50.9	4,191,010	52.3
株 式	2,300	0.0	2,300	0.0	2,300	0.0	2,300	0.0
その他の証券	3,170,790	42.3	2,973,183	40.3	3,802,912	47.7	3,717,429	46.4
合 計	7,485,450	100.0	7,379,047	100.0	7,958,212	100.0	8,010,740	100.0

1. 有価証券の運用は、安全で確実な運用を心がけております。その他の証券は円建外国債券です。

有価証券残存期間別残高

単位：千円

科 目	令和4年3月末					令和5年3月末				
	1年以内	1年超~5年以内	5年超~10年以内	10年超	期限の定めなし	1年以内	1年超~5年以内	5年超~10年以内	10年超	期限の定めなし
国 債	—	101,060	—	—	—	100,210	—	—	—	—
社 債	300,270	1,083,580	2,259,570	567,880	—	—	1,283,720	2,235,280	533,790	—
株 式	—	—	—	—	2,300	—	—	—	—	2,300
その他の証券	99,950	1,802,952	1,074,188	193,700	—	599,680	1,189,748	1,820,324	193,160	—
合 計	400,220	2,987,592	3,333,758	761,580	2,300	699,890	2,473,468	4,055,604	726,950	2,300

預証率

単位：%

区 分	令和3年度	令和4年度
期 末	21.22	22.78
期 中 平 均	20.51	22.66

1. 預証率とは、預金量に対する有価証券の比率を表しています。

その他有価証券の時価等

単位：百万円

	種類	令和4年3月末			令和5年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	101	100	1	100	100	0
	社 債	705	701	3	100	100	0
	外国証券	1,311	1,299	12	300	299	0
	小 計	2,118	2,100	17	500	499	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,505	3,602	△ 96	3,952	4,102	△ 150
	外国証券	1,859	1,900	△ 41	3,502	3,600	△ 97
	小 計	5,365	5,502	△ 137	7,455	7,703	△ 247
合 計		7,483	7,602	△ 119	7,955	8,202	△ 246

1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

内国為替取扱実績

単位：百万円

区 分	令和3年度		令和4年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	13,053	7,103	14,236	8,273
	他の金融機関から	39,414	9,562	39,047	10,174
代金取立	他の金融機関向け	0	0	—	—
	他の金融機関から	11	6	—	—

公共債窓販実績

単位：百万円

項 目	令和3年度	令和4年度
国債・その他公共債	3	3

下記項目については当組合は該当ありません

1. 当組合の子会社	5. 公共債引受額
2. オフバランス取引の状況	6. 外国為替取扱高
3. 先物取引の時価情報	7. 外貨建資産残高
4. 財形貯蓄残高	

ODAWARA DAICHI
SHINYOKUMIAI DISCLOSURE
REPORT
2023

街のお役に、くらしの夢に